

内閣総理大臣
総合海洋政策本部長 野田佳彦 殿

次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言

海洋基本法が、平成19年に制定・施行されてから5年、わが国の海洋に対する新たな取り組みは、徐々にではあるが動き出してきた。しかし、旧来の縦割りの取り組みを総合して、国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る「新たな海洋立国の実現」のためには、海洋基本法制定の趣旨に立ち返って、さらに抜本的な取り組みを進める必要がある。

特に、現在各国は、新しい海洋秩序と国際的政策枠組みの下で、海洋の問題に積極的に取り組んでおり、わが国も、これらに伍して、わが国の管轄海域をはじめとする海洋の開発、利用、保全及び管理に積極的取組んでいく必要がある。

したがって、目下、改訂作業が進められている次期海洋基本計画には、わが国がそれらを積極的に推進するために必要な諸施策を目標、ロードマップ等を極力明示して盛り込んでいくことが不可欠である。また、それを総合的に推進する司令塔である総合海洋政策本部の下におかれている参与会議及び事務局の必要な機能強化についても基本計画で明示する必要がある。

そこで海洋基本法制定を推進した国会議員・有識者等が集う「海洋基本法戦略研究会」は、来年春に改定予定の次期海洋基本計画に、これらの具体的施策をきちんと盛り込むべく、「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」を別添のとおり取りまとめた。

ついては、わが国の「新たな海洋立国の実現」のためにこれらの提言の実現をここに強く要望する。

平成24年8月31日

海洋基本法戦略研究会

代表世話人 高木 義明

世話人共同代表 中川 秀直

世話人座長 前原 誠司

世話人共同座長 大口 善徳

世話人共同座長 小野寺五典

次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言

海洋基本法戦略研究会

<未来につなぐ海の恵み>

1. 広大で豊かな我が国の海域を基盤とした新たな国づくり

国連海洋法条約により管轄することとなった排他的経済水域・大陸棚は、豊富な資源を含むとともに広大な海洋空間を提供するフロンティアであり、これらを最大限に活用することは、我が国の新たな国づくりを図る上で非常に重要な課題である。このため、以下のとおり広大な海域の計画的な開発、利用、保全等を推進しつつ、海域を基盤とした新たな国づくりを図る。

(1) 海域及びその資源の開発・利用・保全

我が国の広大な周辺海域における豊かな資源、空間を基盤とした国づくりを行うため、海洋資源・エネルギーの開発・利用を現実化するための新たな取組や海洋空間を利用した海上輸送等の新たな発展を促進するとともに、海洋環境の保全を図る。

① 海洋資源・エネルギー

・ 海洋再生可能エネルギー

地球温暖化対策に加え、福島第一原発事故後のエネルギー対策のため、再生可能エネルギーの重要性が更に高まっていることに鑑み、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差発電等の海洋再生可能エネルギーについて「海洋再生可能エネルギー開発・利用計画」を策定し、エネルギーミックスの中での具体的導入目標、実現に向けたロードマップを明示した上で、開発・利用を強力的に推進する。特に、技術開発が進みつつある洋上風力発電については、浮体式及び着床式の開発事業を総合的に検証し、集中的に投資すべき事業の計画を明示する。その上で、「実証フィールド」での実証事業や「漁業協調型洋上風力発電」のパイロット・プロジェクト等を行い、系統接続促進策や海洋特有のコストを反映した固定価格買取制度適用等の政策支援措置を講じ、早期の本格的な事業化を図る。

・ 海洋エネルギー・鉱物資源

我が国のエネルギー・鉱物資源の安定的確保を図るため、広大な排他的経済水域・大陸棚等に賦存することが見込まれるメタンハイドレート、石油・天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアース資源泥等の海洋エネルギー・鉱物資源については、これまでの開発計画の工程に照らして進捗状況を評価・検証するとともにシェールガス革命等の環境変化を踏まえて、選択と集中により投資の優先順位を再検討し、実現に向けたロードマップを明示した上で、開発・利用を強力的に推進する。

・ 水産資源

リオ+20の成果等を踏まえて最大持続可能漁獲量の維持・回復を図り、適切な漁業資源管理を推進するとともに、海洋空間を活用した新たな海面養殖業の発展を

図る。

・海洋バイオ資源

海洋藻類等のバイオエネルギー資源における重要性に鑑み、これら海洋バイオエネルギー資源の研究開発を強力に推進し、早期の実用化を図る。また、海洋遺伝子資源の調査を進め、産業利用を促進する。

②海上輸送

- ・世界貿易におけるアジアの重要性の増大に伴い、寄港しないものも含めて重要な国際海上輸送ルートが我が国の周辺海域に形成されてきているので、それらの海上輸送ルート（特に国際海峡や輻輳海域）の管理を強化するとともに、これらのルート周辺における我が国の港湾の整備を促進する。

③海洋環境の保全

- ・我が国周辺海域における豊かな生物多様性保全等を図るため、海洋保護区の設定を推進する。
- ・海底鉱物資源開発について他国の追随を許さない精緻な環境影響評価の実施手法を確立し、国際標準化において主導権を握る。
- ・海上輸送ルートと海洋環境との調和を図るため、必要に応じて特別敏感海域（PSSA）の設定を検討する。
- ・気候変化・気候変動への対応への対応の一環として、関連する技術開発、環境影響評価手法の開発等を進め、CO₂の海底下貯留の実用化に向けた取組を推進する。

（2）海域の開発、利用、保全等に必要な基盤的施策の推進

（1）に掲げた施策を推進し、海域の豊かな資源・エネルギーの開発・利用を図るためには、海洋環境保全との調和や様々な海洋利用との調整をはじめとして、我が国の広大な海域の開発、利用、保全等を計画的に行っていく必要がある、そのため以下の基盤的な施策を積極的に推進する必要がある。

①排他的経済水域・大陸棚の総合的な管理

- ・広大な我が国の排他的経済水域・大陸棚の管理に関する基本方針を策定し、目標及び基本的な施策について定める。
- ・我が国の排他的経済水域等の海域をその特性に応じて区分し、それぞれの海域における開発・利用・保全等のための具体的施策の実施内容を盛り込んだ海域計画（海洋空間計画）を策定する。
- ・上記の取組を総合的に推進するため、排他的経済水域・大陸棚の総合的な管理に関する法制整備を行う（開発行為や環境保全等に関する法制整備を含む）。

②離島等の保全・管理・振興

- ・広大な排他的経済水域等の海洋の総合的な管理、国境域管理に離島が重要な役割を果たすことに鑑み、拠点となる離島を指定し、海域及びその資源の開発・利用・調査等の活動の拠点として整備・利用・保全を図る。

- ・隙のない排他的経済水域等の管理網を形成するため、離島が存在しない海域においては浮体式洋上基地（マリンプロート）を整備する。
- ・離島の住民の生活確保と定住環境の向上を図るため、離島の生活基盤整備への行財政上の支援措置を講じる。
- ・更に、国境域にある離島から成る市町村（国境離島市町村）については、その海域管理における重要性に見合った位置づけを行い、行財政上の更なる支援措置を講じる等の特別措置の制度の整備を行う。

③海洋調査の推進

- ・総合的な海洋調査戦略を策定し、それに基づき産学官が連携して、海洋調査を戦略的・計画的に行う。
- ・海洋調査により得られた情報を国が一元的に整備し、総合的な海洋管理に資する情報インフラとしての「海洋台帳」を整備する。
- ・海洋と宇宙の連携を推進し、統合観測システム、海洋予測システム等を整備する。

④海洋科学技術の研究開発の推進

- ・海洋の諸現象に対する基礎的な研究や気候変化・気候変動への対応等政策課題毎の研究開発を推進するとともに、海洋での位置保持・掘削に関する技術等将来の海洋産業分野を支える共通的な海洋基盤技術の研究開発を進める。
- ・海洋調査船、ROV（遠隔操作型無人探査機）、AUV（自律型無人探査機）、人工衛星等の研究調査インフラに関する技術開発、体系的整備を推進する。

<海と町・村のにぎわい>

2. 安全・安心で元気のある沿岸社会の形成

過疎化・高齢化の進展、平成の大合併による市町村の広域化に伴う自治共同体機能の低下や、東日本大震災のような海洋由来の大規模自然災害に対する対策として、安全・安心で元気ある沿岸社会を海洋を活かして形成するため必要な措置を講じ、自治体の地域活性化の取組を促すとともに、我が国の海域管理に重要な離島社会の住民の定住を促進するため、以下の取組を推進する。

①地方が主体となって取組む、陸域・海域を一体的にとらえた沿岸域総合管理の推進

- ・閉鎖性の高い内湾、島の内海など、住民にとって身近な海域の市町村の行政区画への編入を行う。
- ・国の指針と、技術的・財政的支援の下での地方公共団体による「沿岸域総合管理計画」の策定・実行を促進する等、沿岸域総合管理の制度の整備を行う。
- ・領海内の海域管理に関して、国と地方公共団体の役割分担を明確化する等の法制整備を行う。

②海洋由来の自然災害への対策強化

- ・今後大地震・津波による被害を受ける可能性のある沿岸域を有する各地域においては、海からの自然災害対策を含めて陸域・海域を一体的にとらえた沿岸域総合管理

を推進する。また、実際に地震や津波が発生した際に迅速な対応が可能となるよう、災害対応体制の強化を推進する。

- ・地震・津波を早期検知・予測するための広域的モニタリング網や津波警報等発出システムの全国的、計画的整備を行うとともに、津波防災対策の検討に資する各種海洋情報の整備を行う。
- ・緊急対応・復旧等に大きな役割を果たすことが期待される浮体式広域防災基地等を整備する。

③地方を活性化する沿岸域プロジェクト等の推進

- ・離島・半島地域における洋上風力発電の導入を推進するとともに、スマートグリッドの活用等により地産地消型のエネルギー体系を整備する。
- ・多様な生態系を育む干潟や浅場の造成等、沿岸域における環境改善・再生型プロジェクトを推進する。
- ・大規模な開発等によらず、人々が豊かな自然環境を楽しむことが出来る、エコツーリズム型の観光等海を活かした持続可能な海洋観光の振興を図る。

<海洋立国を支える産業と人>

3. 海洋産業の振興と人材の育成

海洋の開発・利用・保全等の担い手となり得る「新たな海洋産業」を創出するため、産学官の連携による取組を推進するとともに、我が国における既存の海洋産業の国際競争力・経営基盤を強化するための取組を推進する。また、海洋産業を担う人材をはじめ、新たな海洋立国を支える人材の育成を推進する。

①海洋の開発・利用・保全等を担う「新たな海洋産業」の創出

- ・産学官の連携による新たな海洋産業創出のための総合戦略を策定する。
- ・新たな海洋産業（海洋再生可能エネルギー、海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋バイオテクノロジー、海洋構造物・プラント、海洋調査・情報、海洋環境保全、海洋観光等）の創出を促すため、それぞれの産業の状況等に応じ、政策支援措置や事業創出の環境整備を検討・実施する。

②我が国海洋産業の国際競争力・経営基盤強化

- ・我が国経済を支える重要なインフラである外航海運の安定輸送等の確保を図るため、引き続き外航海運業に係る税制等における国際競争条件の均衡化に向けた取組を行う。
- ・北極海航路啓開後の我が国及び北東アジアの物流ネットワークの変化に対応し、必要な対策を早急に講じる。
- ・水産業の6次産業化（水産業者による加工・販売、新商品開発等）等による経営基盤強化・高度化を図る。
- ・官民が一体となって、我が国海洋産業の海洋エネルギー・鉱物資源開発等の国際プロジェクトへの参画を推進する。

③新たな海洋立国を支える人材の育成

- ・大学等における総合的海洋教育のためのプログラム開発や教材開発に対する支援を強化すること等によりカリキュラムの充実を図る。
- ・大学を横断する総合的海洋教育プログラムを構築する等、大学間での海洋教育に係る連携を強化する。
- ・海洋産業を担う人材の確保と育成のため、柔軟なキャリアパスを描くとともに、産学官・国内外で人材の流動性を確保する。
- ・高度な海洋観測を行う人工衛星の開発等の実施を通じて、先進的な研究開発を行う人材を育成・確保する。

<世界につながり平和な海>

4. 海洋の安全の確保と海洋外交の推進

近年における海洋権益をめぐる国際情勢の緊迫化等の情勢を踏まえ、我が国周辺海域における海洋の安全を確保するとともに海上輸送の安全確保等を図り、これらの問題を含めて海洋に関する諸問題への国際社会の対応に主導的役割を果たすため、以下の取組を推進する。

①我が国周辺海域等における海洋の安全の確保

- ・我が国周辺海域の安全確保という視点から、関係省庁の連携の下、東シナ海等我が国周辺海域における海洋の安全確保のための行動計画を策定する。
- ・海上保安庁と海上自衛隊の船艇・航空機等の整備・能力向上により領海、排他的経済水域等の警戒・取締りを強化する。
- ・海上保安庁と海上自衛隊の情報共有等による連携強化を図る。

②海上輸送の安全確保

- ・我が国商船隊の海上輸送に重要な影響を及ぼすソマリア沖・アデン湾等の海賊に対し、国際社会と連携しつつ対策を強化する。
- ・我が国の海上輸送に重要な役割を果たすマラッカ海峡等の安全対策に引き続き貢献するとともに、通航量が増大しつつある我が国の国際海峡（津軽海峡、大隈海峡等）の安全・環境が確保されるよう必要な対策を講じる。
- ・船舶の安全性向上や、ヒューマン・エラー等による事故防止のための適切な運航管理体制の確保や船員の質の向上に向けた取組を引き続き推進する。

③海洋外交の推進

- ・海洋調査、海洋資源の開発・利用・保全、海賊対策、シーレーンの安全確保、環境保全等の海洋に関する国際秩序及び政策の形成について、我が国が主導的役割を果たすよう海洋外交を推進する。
- ・北極海での管理・国際秩序形成に関連する国際会議等に積極的に参画し、資源開発・輸送、環境保全、調査・研究等北極海に関する諸課題に対し、国際協力の下で総合的に取組む。

- ・太平洋島嶼国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、気候変化・気候変動への対応等我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。

<海洋立国の基礎づくり>

5. 海洋に関する施策の総合的推進体制・法制度等の整備

海洋基本法附則における総合海洋政策本部の見直し規定を受け、これまで以上に我が国の海洋政策を強力に推進するため、海洋基本法推進体制の強化を図る。また、1.～4.に掲げられた施策の実施に必要な我が国海域の管理法制等の整備については、総合海洋政策本部を中心に検討を進め、次期海洋基本計画の計画期間内の実現を図る。更に、海洋立国を担う国民の基礎的な素養育成のため、国民一人一人が海洋立国に主体的に参加する海洋教育を推進する。

①総合海洋政策本部・参与会議等の機能強化

- ・海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する司令塔である総合海洋政策本部の戦略立案機能及び予算を含めた企画調整機能の強化を図る。
- ・総合海洋政策本部令により総合海洋政策本部に置かれた参与会議について、海洋基本計画及び海洋に関する施策の策定・実施に係る重要事項の提案・評価を行い、総合海洋政策本部長に対して具体的提言を行う機能を強化することとし、必要な措置を講じる。
- ・総合海洋政策本部を支える総合海洋政策本部事務局の予算・人員等の強化・充実を図る。

②我が国海域の管理法制等の整備・制度化（再掲）

- ・排他的経済水域・大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備を行う。
- ・領海内の海域管理に関する法制の整備を行う。
- ・沿岸域の総合的な管理に関する制度の整備を行う。
- ・国境離島市町村に対する特別の支援制度の整備を行う。

③海洋教育の推進

- ・小学中学校並びに高等学校において教科横断的に海洋に関する学習を行えるよう、学習指導要領の総則等において海洋の重要性を明確に位置付ける。
- ・海洋教育に関する事例集や手引きなど指導資料の作成、教員研修の充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取組めるような条件整備を行う。
- ・教科書における海洋関連の記述の充実を図るとともに、それを補完する副教材の作成、水族館や博物館等の社会教育施設や水産業や海事産業等の産業施設との有機的な連携を推進し、海洋教育の総合的な支援体制を整備する。
- ・子どもが実際に海と触れ合う臨海学校や乗船体験その他の海に関する学習の場を充実させる。